

特定野菜供給産地育成価格差補給事業（特定野菜事業）

法令等	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領		
事業主体	社団法人 長崎県園芸農業経営安定基金協会		
対象野菜	アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん（29品目）及び特認品目（ししとうがらし、にがうり、みょうが、わけぎ、らっきょう、オクラ）※特認品目については、長崎県は対象外		
産地要件		一般型	複合産地育成型 〔複数の品目について対象産地となっている区域〕
	面積	軟弱野菜	おおむね 5(1.5)ha 以上 おおむね 3(1.5) ha 以上
		生しいたけ	ほだ木 おおむね 5(2.5)万本以上 又は 培地重量 1kg 相当の菌床 おおむね 15(7.5)万個
	共販率	おおむね 2/3 以上	おおむね 1/2 以上 ＜特例＞相当規模生産者又は相当規模生産者を含む共同出荷組織が主体となって産地強化計画を樹立した地区の場合にあつては、1/3 以上
資金造成			<p>A 平均価格＝平成 16 年～平成 21 年度の市場価格を企業物価指数で修正した価格の平均</p> <p>B 保証基準額＝$A \times 0.8$（2 捨 3 入 50 銭単位）</p> <p>C 最低基準額＝$A \times 0.55$（4 捨 5 入） （標準） } 特例 45 は $C \times 9/11$ 特例 50 は $C \times 10/11$ 特例 60 は $C \times 12/11$ </p> <p>D 資金造成単価＝$(B - C) \times 0.8$（4 捨 5 入）</p>
	負担割合	<p>国：1/3 県：1/3 生産者等：1/3</p> <p>* JA は生産者等負担のうち、新規予約・増量及び造成単価のアップ分のみ、全農長崎が 5.4% 負担</p> <p>重要特定野菜：アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー</p> <p>国：1/2 県：1/4 生産者等：1/4</p> <p>* JA は生産者等負担のうち、新規予約・増量及び造成単価のアップ分のみ、全農長崎が 3.1% 負担</p>	

指定野菜供給産地育成価格差補給事業（指定育成事業）

法令等		特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領				
事業主体		社団法人 長崎県園芸農業経営安定基金協会				
加入型		野菜指定産地 計画育成型	一般型	複合産地育成型 （複数の品目について 対象産地と なっている区域）	中山間産地育成型 （特定農山村法、山村振興 法、過疎法、半島振興法ま たは離島振興法のいずれ かによる指定を受け、かつ 林野率がおおむね 50%以 上の区域）	
対象野菜		指定野菜 (14 品目)	指定野菜 (たまねぎ、 ばれいしょ除く)	指定野菜 (14 品目)	指定野菜 (14 品目)	
産地要件	面積	知事が野菜指定産地計画育成推進事業に係る野菜指定産地育成計画を樹立し、概ね5年以内に指定産地としての要件を備える見込みのある産地であること	おおむね 10(2)ha 以上	おおむね 7(2)ha 以上	おおむね 5(2)ha 以上	
	果菜類		おおむね 5(2) ha 以上	おおむね 3(2) ha 以上	おおむね 3(2) ha 以上	
	共販率		おおむね 1 / 2 以上 <特例> 相当規模生産者又は相当規模生産者を含む共同出荷組織が主体となって産地強化計画を樹立した地区の場合… 1 / 3 以上			
*相当規模生産者は、当該生産者の作付面積が（ ）内の面積を満たす必要がある。						
資金造成	<p>(A) 平均価格 (B) 保証基準額 (A) × 90% (C) 平均販売価額 (E) 最低基準額 (特例70) (D) × 7/6 (E) 最低基準額 (特例65) (D) × 13/12 (D) 最低基準額 (標準) (A) × 60% (E) 最低基準額 (特例55) (D) × 11/12 (E) 最低基準額 (特例50) (D) × 5/6</p> <p>一般補給金 (B - C) × 0.8</p>		<p>A 平均価格 = 平成 16 年～平成 21 年度の市場価格を企業物価指数で修正した価格の平均</p> <p>B 保証基準額 = A × 0.9 (2 捨 3 入 50 銭単位)</p> <p>C 最低基準額 = A × 0.6 (4 捨 5 入) (標準)</p> <p style="margin-left: 20px;"> 特例 50 は C × 5/6 特例 55 は C × 11/12 特例 65 は C × 13/12 特例 70 は C × 7/6 </p> <p>D 資金造成単価 = (B - C) × 0.8 (4 捨 5 入)</p>			
	負担割合	国：1 / 2 県：1 / 4		生産者等：1 / 4 * J A は生産者等負担のうち、新規予約・増量及び造成単価の 77% 分のみ、全農長崎が 3.1% 負担		